社会福祉法人　古河市社会福祉協議会
「ももちゃん寺子屋教室」実施要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、古河市社会福祉協議会職員（以下「職員」という）が講師として出向き、社協事業の説明や職員が有する知識を生かした学習を行うことにより、地域住民の社協に対する理解を深めるとともに、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(対象)

第２条　ももちゃん寺子屋教室（以下「講座」という）を受けることができるものは、原則として、市内に在住または在勤、在学するおよそ１０名以上の者で構成されたグループとする。

(主管)

第３条　本取組みの主管は福祉総務課とし、また庶務を行う。

(開催時間及び場所等)

第４条　講座の開催時間は、原則午前９時から午後５時までの１時間程度とする。

２　開催場所は、原則市内に限るものとする。

３　講座を受けるグループは、同じ講座については年度内に１回までとする。

(内容)

第５条　講座の内容は、別紙のとおりとする。

２　講座の内容の詳細については、担当部署と協議をして決める。

(申込等)

第６条　講座を受講しようとする団体及びグループの代表者（以下「申込者」という）は、原則として開催する日の１４日前までにももちゃん寺子屋教室申込書（様式第１号）を古河市社会福祉協議会長（以下「会長」という）に提出するものとする。

２　講座に係る施設の確保については、申込者の責任においてこれを行うものとする。

(決定)

第７条　会長は、前条の申込みがあったときは、内容、日時等について主管課が担当部署と調整の上、受講の可否を決定し、受講（決定・却下）通知書（様式第２号）により、申込者に通知するものとする。

２　会長は前項の受講決定する場合において、必要と認めたときは、条件を付することができる。

(受講の制限)

第８条　会長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、講座を受講させない。

（１）公序良俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。

（２）政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
（３）講座の目的に反し、その受講が適当でないとき。

(変更等の提出)

第９条　第７条の規定により決定をうけたものは、開催日時、場所その他申込事項に変更があったとき又は、講座の受講を取り消そうとするときは、直ちに、ももちゃん寺子屋教室（変更・取消）申込書（様式３）を会長へ届け出て、その承認を受けなければならない。但し軽妙な変更については、この限りでない。

(講師料及び費用)

第１０条　講座の講師料は無料とする。ただし、講座の実施に必要経費については、申込者が負担するものとする。

(補則)

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年６月１日から適用する。

様式第１号（第６条第１項関係）

ももちゃん寺子屋教室申込書

年　　月　　日

古河市社会福祉協議会長　　あて

住　　所
団 体 名
代表者氏名
電話番号

「ももちゃん寺子屋教室」講座の実施について、次のとおり申し込みます。

希望する講座名		
希望日時	第１希望	年　月　日（　）　時　分～　時　分
	第２希望	年　月　日（　）　時　分～　時　分
場　　所		
受講人数		
集会等の名称及び目的	名称	
	目的	
貴担当者の氏名及び住所、電話番号		
備　　考		

※営利目的等、社会福祉法人古河市社会福祉協議会「ももちゃん寺子屋教室」掲載要綱第８条に該当する場合は実施できません。

様式第２号（第７条第１項関係）

古　社　協　第　　号
年　　月　　日

様

社会福祉法人
古河市社会福祉協議会
会　長

ももちゃん寺子屋教室受講決定通知書

年　月　日付けで申込みのありました件について、次のとおり決定したので、通知します。

１．実施する

講 座 名	
日　　時	令和　年　月　日（　）　　時　　分～　　時　　分
場　　所	
講　　師	課　　係　職員 〈連絡先〉 課　　係 電話番号
備　　考	

詳細については、担当講師と打ち合わせをしてください。

２．実施しない

寺子屋教室に関するお問い合わせ先
福祉総務課　福祉総務係
電話番号　０２８０―４８―０８０８

様式第３号（第９条第１項関係）

ももちゃん寺子屋教室（変更・取消）申込書

年　　月　　日

古河市社会福祉協議会長　　あて

住　　所
団 体 名
代表者氏名
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号で承認をうけましたももちゃん寺子屋教室の受講について、次のとおり申請します。

１　承認決定を受けた講座名（　　）

２　変更の場合

希望日時	年　　月　　日（　）　　時　　分～　　時　　分
場　　所	
受講人数	
変更理由	
備　　考	

３　取消の場合

取消理由	

出前講座　一覧表

	講座名	担当部署
1	社協ってなに？ ～社協について学びませんか？～	管理者
2	高齢者体験、車いす体験	福祉総務課　福祉総務係
3	ボランティアを始めよう！	福祉総務課　福祉支援係
4	共同募金について （赤い羽根・歳末たすけあい募金）	福祉総務課　福祉支援係
5	地域づくり活動をしませんか？ （サロン、お助け合い活動）	地域福祉課　地域づくり応援ｾﾝﾀｰ係
6	災害ボランティアセンターについて	福祉総務課　福祉支援係
7	ヤングケアラーについて	地域福祉課　生活支援センター
8	生活支援センターをご存じですか？	地域福祉課　生活支援センター
9	成年後見制度について	地域福祉課　成年後見ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ
10	在宅での介護方法について	在宅支援課　訪問介護支援係
11	介護保険制度について	在宅支援課　居宅介護支援係
12	“高齢者のよろず相談窓口” ～地域包括支援センターを知っていますか？～	在宅支援課　高齢者ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ
13	認知症講座	在宅支援課　高齢者ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ